明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

百四　二―シクロヘキシル―一―フェニル―二―（ピロリジン―一―イル）エタン―一―オン及びその塩類	（新設）
百五　（略）	
百六～二百三十一　（略）	
二百三十二　（略）	
二百三十三　二―（メチルアミノ）―一―（チオフェン―二―イル）プロパン―一―オン及びその塩類	百三　二―［一―（シクロヘキシルメチル）―一Ｈ―インダゾール―三―カルボキサミド］―三―メチルブタン酸及びその塩類
二百三十四　（略）	百四～二百二十九　（略）
二百三十五～三百三　（略）	二百三十　二―（メチルアミノ）―一―（三・四―ジメチルフェニル）プロパン―一―オン及びその塩類
	（新設）
	二百三十一　二―（メチルアミノ）―二―フェニルシクロヘキサノン及びその塩類
	二百三十二～三百　（略）

附　則

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　一四三円（本体一三〇円）　（配送料別）